

# 弁理士試験 エレメンツ 法改正レポート

## (1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

### ①登録可能な商標の拡充【商標法・不正競争防止法】

他人が既に登録している商標と類似する商標は登録できないが、先行商標権者の同意があり出所混同のおそれがない場合には登録可能にする【商標法】。

併せて、不正競争防止法について、上記により登録された商標について、不正の目的でなくその商標を使用する行為等を不正競争として扱わないこととする【不正競争防止法】。

自己の名前で事業活動を行う者等がその名前を商標として利用できるよう、氏名を含む商標も、一定の場合には、他人の承諾なく登録可能にする【商標法】。

### ②意匠登録手続の要件緩和【意匠法】

創作者等が出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置を受けるための手続の要件を緩和する。

### ③デジタル空間における模倣行為の防止【不正競争防止法】

不正競争防止法について、商品形態の模倣行為について、デジタル空間における他人の商品形態を模倣した商品の提供行為も不正競争行為の対象とし、差止請求権等を行使できるようにする。

### ④営業秘密・限定提供データの保護の強化【特許法・実用新案法・意匠法・不正競争防止法等】

ビッグデータを他者に共有するサービスにおいて、データを秘密管理している場合も含め限定提供データとして保護し、侵害行為の差止め請求等を可能とする【不正競争防止法】。

損害賠償訴訟で被侵害者の生産能力等を超える損害分も使用許諾料相当額として増額請求を可能とするなど、営業秘密等の保護を強化する【不正競争防止法】。

裁定手続において、提出書類に営業秘密が記載された場合に閲覧制限を可能にする【特許法・実用新案法・意匠法等】。

## (2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

### ①送達制度の見直し【特許法等】

在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に公表により送付したとみなすとともに、インターネットを通じた送達制度を整備する。

### ②書面手続のデジタル化等のための見直し【特許法・商標法等】

特許等に関する書面手続のデジタル化や商標の国際登録出願における手数料一括納付等を可能とする。

### ③手数料減免制度の見直し【特許法等】

中小企業の特許に関する手数料の減免について、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という制度趣旨を踏まえ、一部件数制限を設ける。

## (3) 国際的な事業展開に関する制度整備

### ①外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【不正競争防止法】

OECD外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、自然人及び法人に対する法定刑を引き上げるとともに、日本企業の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする（両罰規定により、法人の処罰対象も拡大）。

### ②国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【不正競争防止法】

国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも日本の裁判所に訴訟を提起でき、日本の不正競争防止法を適用することとする。

## (4) 立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置【著作権法】

### ①立法又は行政の内部資料についてのクラウド利用等の公衆送信等

立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等を公衆送信等できることとする。

### ②特許審査等の行政手続等のための公衆送信等

特許審査等の行政手続・行政審判手続について、デジタル化に対応し、必要と認められる限度において、著作物等を公衆送信等できることとする。

なお、裁判手続についても、裁判手続のIT化のための各種制度改正に併せて、著作物等を公衆送信等できるよう規定の整備を行う（民訴手続については令和4年民事訴訟法等の一部改正法により措置済み）。

## (5) 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

### 【著作権法】

### ①侵害品の譲渡等数量に基づく算定に係るライセンス料相当額の認定

侵害者の売上げ等の数量が、権利者の販売等の能力を超える場合等であっても、ライセンス機会喪失による逸失利益の損害額の認定を可能とする。

### ②ライセンス料相当額の考慮要素の明確化

損害額として認定されるライセンス料相当額の算定に当たり、著作権侵害があったことを前提に交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。

以上

法改正情報	<b>弁理士試験 エレメンツ3</b> <b>条約／不正競争防止法／著作権法 第10版</b>
-------	--

本書は、著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）の「公布から2年以内に施行」とされていた法改正を反映させております。

しかしながら、本書刊行後、当該法改正が令和5年6月1日施行と確定し、かつ、令和5年度短答式筆記試験が令和5年5月21日と発表されたため、法改正を反映させた内容につき、令和5年度短答式筆記試験対策としては法改正前の内容に訂正いたします（下線部分が訂正箇所）。

恐れ入りますが、本法改正情報の内容をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	法改正反映後＝訂正前	法改正反映前＝訂正後
252	本文 下から12～9行目 て公衆に見せること）が可能となった（同条 <u>4項～7項等</u> ）。 <u>更に、一般に入手可能な資料（図書館資料）を補償金の支払いを前提に、一定の図書館等で著作物の一部分のメールの送信等が可能となった（同条1項～5項等）。</u>	て公衆に見せること）が可能となった（同条 <u>2項～5項等</u> ）。
257	本文 上から6行目 <u>国等の周知目的資料を、説明の資料として他の刊行物に</u>	<u>国や地方公共団体の機関等が一般に周知させることを目的として作成された著作物を、説明の資料として他の刊行物に</u>

以上